

わがまちサロン



富山市わがまちサロン事業について

富山市では、ひきこもりや不登校、精神の障害（認知症は含みません）を持った方が参加できる場を地域で提供する活動事業に対し、費用の一部を補助します。

	地域ふれあい型	共生型
活動	民生委員児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、メンタルヘルスサポーター、当事者団体等が中心となって他者との交流を促す活動 ☆おおむね月2回以上、活動すること	既存事業を活用する活動 例) 介護予防ふれあいサークル、サロン活動など
補助額	☆補助金の対象となる経費は、報償費、会場借上料、消耗品、食料費とします。 月3,000円 を上限とします	☆活動に専門職（医師、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護支援専門員その他医療・保健・福祉関係の相談に対応できる専門職）を配置する場合 1回につき5,000円 （月10,000円を上限とします）を補助します。 月1,000円 を上限とします
共通条件	1 本市に所在地がある団体が、本市内で実施する事業であること 2 地域住民が参加しやすい身近な場所で活動する事業であること 3 人または地域とのつながりが困難になった者を1人（共生型事業にあたっては、原則として64歳以下の者に限る）以上を含む事業であること	

わがまちサロン事業に関するお問い合わせは・・・

富山市保健所保健予防課 **TEL076-428-1152**

(住所)富山市蜷川459-1

申請様式はホームページからダウンロードできます。